



FAQ

最終保障供給約款にもとづく契約のお手続き等，お問い合わせの多い内容を記載させていただきますので，ご確認のほどよろしくお申し上げます。

<ご契約・お手続きについて>

Q. 最終保障供給契約について教えてください。

A. 最終保障供給契約とは，いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかったお客さまに対して，電気最終保障供給約款にもとづき電気を供給させていただく契約となります。

Q. 最終保障供給契約の申込方法について教えてください。

A. 小売電気事業者さまへの電気需給契約の解約のお手続きはお済みでございますでしょうか。解約のお手続きが完了いたしますと，小売電気事業者さまより弊社にて託送供給契約の解約申込みを受領し，3営業日後を目途に弊社より最終保障供給契約の申込書を送付させていただきます。お届けになりましたら，必要事項をご記入・ご捺印のうえ，返信用封筒等によりお手紙に記載されております宛先へ返送いただきますようお願いいたします。

Q. 最終保障供給契約の申込書を郵送しましたが，契約は締結されておりますでしょうか。

A. 後日，ご契約の締結にあたりまして『電気需給契約のご案内』をご郵送させていただいておりますので，ご確認のほどよろしくお願いたします。

Q. 申込書の最下部に記載されている申込書の氏名は，所属の担当者名でもよろしいでしょうか。

A. 所属のご担当者名でご記載いただいても問題ございません。

Q. 申込書は（東電 P G 用）と（お客さま控え）の両方を返送することになるのでしょうか。

A. 弊社用（東電 P G 用）のみご返送いただきますようお願いいたします。

Q. 申込書はホームページに掲載されてますか。

A. 弊社（東電 P G）のホームページに掲載しております。お手数をおかけいたしますが，弊社ホームページをご覧ください。

Q. 申込書の契約者名は，法人名と個人名どちらを記載してもよいのでしょうか。

A. 個人名でも問題ございませんが，ご契約名義となりますのでご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。



東京電力パワーグリッド株式会社

Q. 小売電気事業者と電気需給契約を締結する予定です。最終保障供給契約の解約の手続き方法を教えてください。

A. まずは、小売電気事業者へ電気需給契約のお申込みをいただきますようお願いいたします。その後、小売電気事業者から弊社への託送供給契約のお申込みを受領後、最終保障供給契約の解約に関するお手続きを開始させていただきます。

Q. 契約期間を満了せず、解約もしくは小売電気事業者からの供給に切替える場合、違約金は発生しますでしょうか。

A. 違約金はございません。

最終保障供給契約は、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合の供給であるため、契約期間満了日を待たず、できるだけ早く小売電気事業者とのご契約をお願いします。

<電気ご使用量のお知らせ・お支払い方法について>

Q. 口座（東電 P G）への支払いは可能ですか。

A. 弊社指定の口座へのお振込みはできません。

Q. 電気ご使用量のお知らせはいつ頃発送されますでしょうか。

A. 電気ご使用量のお知らせは、定例検針日の翌日に発送させていただきます。

Q. 請求書はコンビニエンスストアで支払い可能ですでしょうか。

A. コンビニエンスストアでのお支払いは取り扱っておりませんので、銀行、もしくは郵便局でお支払いいただきますようお願いいたします。

Q. インターネットバンキングでの支払いは可能ですでしょうか。

A. インターネットバンキングでの支払いは取り扱っておりません。

<ご契約中のお客さま向け：最終保障供給料金の見直しについて>

Q. 「最終保障供給契約の契約期間満了にともなうご案内について」という文書が東京電力パワーグリッド株式会社から届きました。この文書について教えてください。

A. お客さまと弊社との電気最終保障供給契約につきましては、2023年3月31日をもって契約期間満了をむかえることとなります。これにともない、お客さまは、いずれの電気供給事業者様とも電気の供給に関するご契約がない状態となることから、2023年3月初旬に文書を発送させていただきました。2023年4月1日以降も引き続き電気をご使用される場合は、すみやかに小売電気事業者様と電気の供給に関するご契約を締結いただくか、文書に記載させていただきましたご契約内容にて弊社との現契約（最終保障供給契約）を更新させていただきます。